茨木市「週休２日工事」実施要領

（目的）

第１　本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ「公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保」を図るための取組として、「週休２日工事」を促進することを目的とする。

（定義）

第２　この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 週休２日

原則、土日、祝日を休日とするが、月単位又は通期の対象期間内において４週８休以上の現場閉所が確保されている状態、又は対象期間の全ての週において、１週間に２日以上の現場閉所が確保されている状態。

(2) 対象期間

契約締結日から現場完成日までの期間とする。ただし、次に掲げる期間はその対象から除く。

ア　準備期間

イ　後片付け期間

ウ　夏季休暇（３日間）

エ　年末年始休暇（６日間）

オ　工場製作のみを実施している期間

カ　工事全体を一時中止している期間

キ　発注者が対象外と認める期間（受注者の責めによらず現場作業の休止を余儀なくされている期間等）

(3) 現場閉所

工事現場の巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、１日を通して現場及び現場事務所が閉所されている状態とする。また、悪天候の場合についても現場事務所の閉所に含むものとする。

（例）

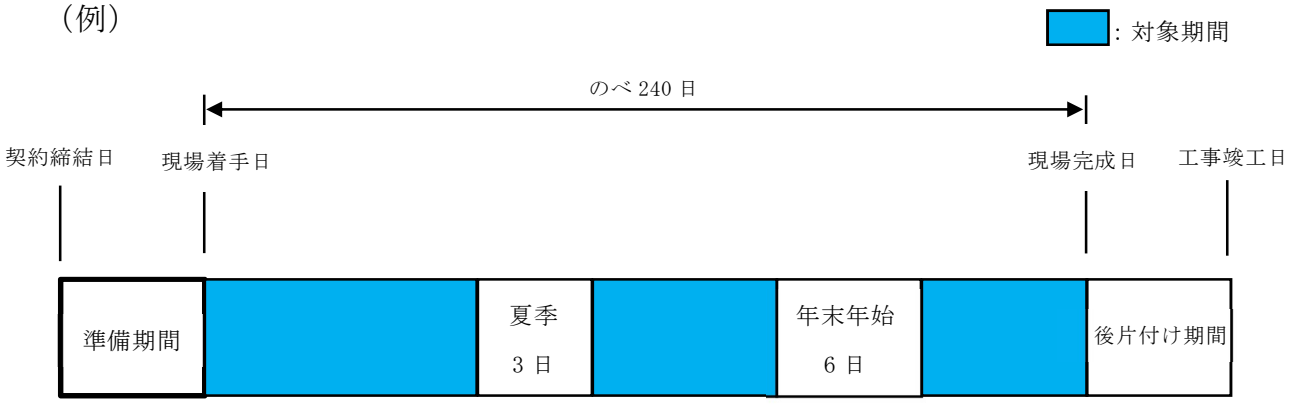

週休２日工事対象期間　　231日（240-夏季3日-年末年始6日）
231×28.5%（8日/28日）=65.8日
66日以上の現場閉所により週休２日達成

（対象工事）
第３　週休２日工事は原則として全ての工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事については、その対象から除く。
(1) 緊急に対応することが必要な工事(災害復旧工事、応急復旧工事、単価契約工事)
(2) 施工期間が短い工事
(3) 現場条件により時間的制約を受ける工事
(4) その他現場状況等により対応が困難な工事
（発注方式）
第４　週休２日工事の発注方式は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。
(1) 発注者指定型　発注者が週休２日に取組むことを指定し、労務費等の補正を当初設計から計上する方式をいう。
(2) 受注者希望型　受注者が、現場着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議した上で取組み、達成状況に応じ、労務費等の補正を設計変更で計上する方式をいう。
（対象工事である旨の明示）
第５　週休２日工事の対象である旨及び発注方式については、特記仕様書等発注図書に記載することにより明示するものとする。
（労務費等の補正）
第６　労務費等の補正については、次の各号によるものとする。ただし、第３各号に該当する工事については、補正を行わないものとする。
(1) 大阪府都市整備部による「建設工事積算基準」又は国土交通省による「下水道用設計標準歩掛表」を適用する工事については、大阪府都市整備部による「大阪府都市整備部「週休２日工事」実施要領」の規定を適用する。
(2) 公共建築工事積算基準を適用する工事については、大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室による「週休２日促進工事実施要領」の規定を適用する。
(3) 全国簡易水道協議会による水道事業実務必携を適用する工事については、当該必携を適用する。
(4) 農林水産省による「土地改良工事積算基準」を適用する工事については、大阪府環境農林水産部による「大阪府環境農林水産部「週休２日工事」実施要領」を

適用する。

(5) 日本治山治水協会日本林道協会による「治山林道必携」を適用する工事は、当該必携を適用する。

２　労務費等の補正に係る積算については、第４で定める発注方式に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 発注者指定型　前項第１号に該当する工事については、現場閉所状況が「完全週休２日（土日）」の係数を、第２号に該当する工事については、現場閉所状況が「月単位の週休２日工事(４週８休以上)」の係数を、第３号に該当する工事については現場閉所状況が「完全週休２日（土日）」の係数を、第４号に該当する工事については現場閉所状況が「完全週休２日（土日）」の係数を、第５号に該当する工事については現場閉所状況が「月単位の４週８休以上」の係数をそれぞれ労務費等に乗じて当初の設計金額の算定を行い、週休２日の達成状況に応じて契約を変更するものとする。

(2) 受注者希望型　労務費等の補正を行わず当初設計金額を算出し、受注者の取組状況に応じて、前項各号により契約を変更する。ただし、現場着手前に週休２日に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。

(適切な工期設定)

第７　発注者は、積算基準に基づき施工量に応じた必要日数を算出し、不稼働日数及び準備期間、後片付け期間を含めた期間算定を行い、適切な工期を設定するものとする。

(工期の変更)

第８　発注者は、次の各号に掲げる事象が生じ、その理由が受注者の責めによるものでない場合は、適切に工期を変更するものとする。

(1) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

(2) 設計図書で明示されていない施工条件について、予測することができない特別な状態が生じた場合

(3) 工事の施工を一時中止させた場合

(留意事項)

第９　週休２日工事の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日に作業が発生するような指示を行わない。

(2) 発注者は、受注者からの協議等には可能な限り速やかに対応する。

(その他)

第10　受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、「建設工事請負契約書」及び「茨木市水道部建設工事等請負業者指名停止要綱」等により厳正に対応する。

（疑義の処理）

第11　本要領に疑義が生じた場合又は記載のない事項については、受発注者間で協議するものとする。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この要領は、令和８年４月１日から実施するものとし、令和８年４月１日以後「単価適用年月日」を用い積算する工事から適用する。

（経過措置）

２　令和８年３月31日以前の「単価適用年月日」で積算した工事については「茨木市４週８休工事実施要領（令和７年４月１日実施）」による。